海定第1号 【漁場の位置】西伯郡大山町御来屋地先

【漁業の名称】定置漁業(雑魚定置漁業) 【漁業時期】1月1日から12月31日まで 【漁場の区域】

次の(ア)から(カ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって 囲まれた区域

- (ア)北緯35度32分12.07秒、東経133度31分06.01秒の点
- (イ)北緯35度32分18.02秒、東経133度31分29.00秒の点
- (ウ)北緯35度32分12.05秒、東経133度31分30.08秒の点
- (エ)北緯35度31分53.09秒、東経133度31分25.00秒の点
- (オ)北緯35度31分53.00秒、東経133度31分21.03秒の点
- (カ)北緯35度32分07.00秒、東経133度31分10.00秒の点

